

設問

A株式会社（以下、A社）は、東京都港区に本店を置き、東京証券取引所プライム市場に株式を上場する監査役会設置会社である。年初の資本金等の額は400億円、売上高は5000億円から8000億円であった。A社の定款には、（企業理念）について、「第2条 1. 本会社は、患者様と生活者の皆様の喜怒哀楽を第一に考え、そのベネフィット向上に資することを企業理念と定め、この企業理念のもとヒューマン・ヘルスケア（hhc）企業を目指す。2. 本会社のステークホルダーズは、患者様と生活者の皆様、株主の皆様および社員である。本会社は、以下を旨としてステークホルダーズの皆様の価値増大をはかるとともに良好な関係の発展・維持に努める。①長期的な視野に基づく社会のサステナビリティへの貢献、②株主共同の利益と長期的な企業価値の向上、積極的な株主還元、③安定的な雇用の確保、人権および多様性の尊重、自己実現を支える成長機会の充実」との定めが置かれ、（目的）については、「第3条 1. 医薬品の研究開発、製造、販売および輸出入、2. その他適法な一切の事業」との定めが置かれている。

問1 A社の定款の目的の記載は、商業登記上許されるか。

問2 A社が「当社の利益の1%は子供の貧困問題に取り組む認定NPO法人に対し寄附する」という定款変更を行った場合、当該定款・株主総会決議の効力はどうなるか。

問3 A社はその所属する業界団体（連合会）からの政治資金の寄附の要請を受け、必要な社内手続を経た上で、過去数年間にわたって政党（政治団体）に2000万円の政治献金を行ってきた。A社による政治献金は、公職選挙法（199条1項〔特定寄附の禁止〕等）、政治資金規正法（22条の4第1項〔欠損会社の政治活動への寄附の禁止〕等）その他の具体的な法令に違反するものではなかった。A社の株主が、政治献金を実施した当時の代表取締役Bに対しては損害賠償を求め、さらに現在の代表取締役Cに対しては寄附の差止めを求めて提訴した。この請求は認められるか。

ポイント

会社を設立するとき、絶対的な記載事項として定款に目的を記載する必要がある。なぜ、目的の記載が求められるか、具体的にどの程度の記載を要するか。抽象的で包括的な記載（SDGsの17の目標を反映するような定款）だと投資家や取引の相手方にとって事業の識別機能が失われる一方、すべての事業の網羅的な記載を求めると煩雑となる。また、社会的な要請にこたえるため、社会的な事業を行うにとどまらず、社会と利益を分け合う形の定款・総会決議の効力はどうなるか。さらに、政党・政治団体への政治献金・寄附

は、取引行為とは異なりそれ自体対価を伴うものではなく、定款所定の目的との関係や取締役の責任が問題となる。

解説

① 定款記載の目的の具体性（問1）

株式会社は、その目的を定款に記載し又は記録し（会社27条1号）、定款の認証を受けた上で（会社30条）、本店の所在地において登記しなければならない（会社911条1項・3項1号）。A社は「医薬品の研究開発、製造、販売および輸出入」というように具体的に定めるとともに、「その他適法な一切の事業」という包括的な定めを置いている。従来、定款所定の目的については「××の事業」と具体的に定めた上で、「これに附帯関連する一切の事業」というように定められることが多かった。これに対し、本問では、A社の中核的な事業が「医薬品の研究開発、製造、販売および輸出入」であることは了解されるが、この他具体的にどのような事業を行う（ことになる）かは判断できない。A社の株主や取引債権者からみて投資対象や取引相手方の事業内容がわかりづらく、外部に会社の情報を公示する機能を有する商業登記として受理されるかが問題となる。

一般に、商業登記が受理されるために、定款所定の目的について「明確性」・「具体性」・「適法性」・「営利性」が要件とされてきた。このうち、会社の目的の明確性は、具体性と同義で用いられる場合もあるが、語句の意義が明瞭であり一般人において理解可能なことである。本問では、会社の目的をどの程度具体的に定めるかが問題となる。登記実務上、平成18年会社法施行に伴う留意事項として、目的の具体性は会社が自ら判断すべき事項であり、登記官による審査の対象とはならないこととされた（平18・3・31民商782号通達129頁）。具体性がない目的が定款に定められ、登記簿に公示されることに伴う不利益は、当該会社の構成員や当該会社を取引の相手方とした債権者その他の利害関係人が自ら負担すべきことになる。A社の定款にいう「その他適法な一切の事業」では、具体的な事業内容が明らかではなく、また取締役の目的外の行為の差止請求（会社360条・385条等）は難しいが、商業登記としては問題なく受理される。

② 定款変更決議の効力（営利性に反する無効な決議か）（問2）

一般に、営利性とは、対外的な事業活動を通じて上げた利益を構成員に分配する（登記簿〔定款〕上の会社の目的〔事業内容の種別〕とは異なる）ことを意味する（一般法人11条2項・153条3項2号等対照）。会社法は、剰余金の配当を受ける権利及び残余財産の分配を受ける権利の全部を与えない旨の定款の定めを無効とするため、いずれか一方の権利は与えられなければならない（会社105条2項）。それでは、A社のような利益の一定割合を認定NPO法人に寄附する旨の総会決議・定款の定めは営利性に反して無効となるか。この点、剰余金の一定割合を寄附することは許容されるが、営利法人たる株式会社の本質に反するような定款の定めは無効と解される（江頭憲治郎編『会社法コンメンタール(1)』87頁〔江頭〕）。そうだとすると、